平成5年3月30日 企業団告示第8号

改正 平成6年12月1日告示第3号 平成10年3月27日告示第2号 平成28年2月23日告示第1号 令和5年3月23日告示第4号

(目的)

第1条 この要領は、水源の森整備事業及び環境保全啓発事業(以下「沢川水源の森整備 事業」という。)の実施のために必要な事項を定めるものとする。

(実施事業の指定)

第2条 沢川水源の森整備事業の対象事業は、水源地域のなかから企業長が指定するものとする。

(補助及び助成)

- 第3条 沢川水源の森整備事業の補助及び助成の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 水源の森整備事業の施業は、実施面積 0.1 ヘクタール以上の事業について補助を行う。
 - (2) 環境保全啓発事業は、水源の森整備事業の円滑な推進と環境保全の啓発を図るため、箕輪ダム集水域地権者協議会及び諏訪市後山区に対して助成を行う。

(事業主体)

第4条 前条第1号に係る事業の事業主体は、森林所有者又はその委託を受けたもの(以下「森林所有者」という。)とする。

(事業の実施)

- 第5条 第3条第1号に係る補助を受けようとする者は、次の手続きを行うものとする。
 - (1) 事業計画書の提出

森林所有者は、事業計画書を9月30日までに企業長に提出するものとする。

(2) 補助金交付申請書の提出

森林所有者が事業を完了した時は、補助金交付申請書に次の関係書類を添えて2月 末日までに企業長に提出するものとする。

- ア 施業図 (実測図)
- イ 位置図(5万分の1)
- ウ 事業実績調書
- エ 受託契約書の写
- 2 第3条第2号に係る助成金の交付を受けようとする代表者は、助成金交付申請書(様式第2号)に記名押印のうえ、企業長に提出しなければならない。

(竣工調査)

第6条 竣工調査は、長野県補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)第13条の 規定に基づき、信州の森林づくり事業調査要領の例により行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 企業長は、竣工調査に基づき、補助金の交付決定及び補助金の確定を同時に行う

ものとする。

(補助金等の額)

第8条 第3条第1号に係る補助金の額は、事業費(県が定める標準経費)から国、県及 び市町村の補助金を除く額の10分の10とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 第3条第2号に係る助成金の額は、箕輪ダム集水域地権者協議会及び諏訪市後山区 に対しそれぞれ年額30万円を限度として交付する。

(申請手続の特例)

第9条 森林所有者は、企業長が特に必要と認めたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、別に定める方法により手続を行うことができる。

(準用規程等)

第 10 条 本要領に定めてない事項については、信州の森林づくり事業実施要領を準用する。

附則

この要領は、平成7年度事業から適用する。

附 則(平成6年12月1日告示第3号)

この要領は、公布の日から施行し、改正後の沢川水源の森整備事業実施要領は、平成7年度事業から適用する。

附 則(平成10年3月27日告示第2号)

この要領は、公布の日から施行し、改正後の沢川水源の森整備事業実施要領は、平成 10 年度事業から適用する。

附 則(平成28年2月23日告示第1号)

この要領は、公布の日から施行し、改正後の沢川水源の森整備事業実施要領は、平成 27 年度事業から適用する。

附 則(令和5年3月23日告示第4号)

この要領は、公布の日から施行し、改正後の沢川水源の森整備事業実施要領は、令和4年度の補助金から適用する。